

# 指宿港海岸賑わい創出お試し実証業務委託仕様書

## 1 業務委託名

指宿港海岸賑わい創出お試し実証業務委託

## 2 目的

民間事業者のノウハウを最大限活用し、将来的な指宿港海岸の賑わい創出やブランド化、及び収益還元による持続可能な運営体制を模索するため、ビーチコンテンツの造成に向けたお試し実証やSNS等を活用した情報発信、今後の誘客促進に向けた利用者ニーズ等のデータ収集・分析を行う。

## 3 業務期間（予定）

契約締結日から令和8年10月30日（金）まで

## 4 業務場所

指宿港海岸埋立地2工区（以下、「2工区」という。）及び指宿市の指定する場所  
※詳細な場所は、「別紙1」を参照すること。

## 5 業務内容

### (1) 賑わい創出に向けた企画業務

今回設置する仮設海水浴場の賑わい創出に向けて、SNS等を活用した情報発信や、写真映えスポット等の設置、市や関係団体と連携したイベントや体験プログラムを行うこと。賑わい創出に向けた企画の実施については、応募者の提案をもとに、市や関係団体と協議の上、決定するものとする。

### (2) 利用データの収集・分析、将来的なコンテンツ造成に向けた提言等の業務

#### ① データの収集・分析

以下ア～エのとおり、利用者のデータ及びニーズを収集・分析を行うこと。

- ア 利用者の属性（年齢、構成、居住地等）
- イ 快適性や満足度（利用時間や満足度調査、ニーズ等）
- ウ 安全性に対する評価
- エ お試し実証したコンテンツ等への要望

#### ② 将来的なコンテンツ造成に向けた提言

データ分析やお試し実証の結果をもとに、指宿港海岸の将来的な賑わい創出に向けたアイデアや提言を提出すること。

### (3) 仮設海水浴場の賑わい創出につながるビーチコンテンツの設置業務

今回設置する仮設海水浴場（詳細は「別紙1」を参照）において、賑わい創出につながるビーチコンテンツを1箇所以上設置すること。コンテンツの仕様（サイズや内容等）は、応募者が自由に提案できるものとし、提案に基づき、市と協議の上、決定するものとする。

なお、本業務で設置するコンテンツの運営において、利用者から利用料等を収受する

ことを可とするが、利用料等の一部は市に還元することとする。市に還元する割合（率等）は、応募者の提案に基づき、市と協議の上、決定するものとする。

※本業務のうち、コンテンツの運営面における留意事項は、「6 実証コンテンツの運営等における留意事項」と同様のものとする。

#### (4) 将来的な賑わい創出に向けたお試し実証【委託業務の範囲外】

上記(3)の業務とは別に、仮設海水浴場（緑地や砂浜、海上を問わない）において、将来的な賑わい創出に向けたビーチコンテンツの造成（企画・運営）を応募者の提案に基づき、市と協議の上、実施することができるものとする。

ただし、当該コンテンツの企画や設置、運営管理、撤去等に要する費用については応募者がすべて負担するものとする。

また、上記(3)の業務と同様、利用者から利用料等を収受することを可とし、その利用料等においては市への還元は求めない。

### 6 実証コンテンツの運営等における留意事項

「5 業務内容」に定める「(3) 仮設海水浴場の賑わい創出につながるビーチコンテンツの設置業務」、 「(4) 将来的な賑わい創出に向けたお試し実証」において、コンテンツの運営面については次に掲げる項目に留意し、実施すること。

#### (1) 実証コンテンツの運営について

##### ① 実施期間について

令和8年7月18日（土）～令和8年8月31日（月）（予定）

仮設海水浴場設置期間に合わせて行うものとするが、応募者の提案をもとに、市と協議の上、決定するものとする。

##### ② 実施時間について

9：00～18：00

応募者の提案をもとに、市や市が別途発注する指宿港海岸海水浴場設置管理運営業務委託の受注者と協議の上、決定するものとする。

##### ③ 総括責任者の配置について

受注者は、コンテンツ実証時において、現場を統べる総括責任者を配置すること。総括責任者は、本業務全般における総括的な業務を行い、本業務従事者の管理・監督を行うものとし、市や関係機関との連携を図るものとする。また、総括責任者が対応できない際には、代理責任者を配置することもできるものとする。

##### ④ 事故等の未然防止

ア 定期的に実証コンテンツ周辺の安全巡視を行い、利用者等の安全確保に努めること。なお、安全巡視については、市が別途発注する指宿港海岸海水浴場設置管理運営業務委託の受託業者と調整を行った上で行うこと。

イ 天候等により、熱中症や体調不良等の発生が予見される場合は、利用者等への声掛けや介助を適切に行うこと。

ウ 台風接近や荒天により、高波や雷等の発生が予見される場合は、利用の中止等を含めて利用者への適切な周知・指示を行うこと。

エ 津波や地震、高波、雷、海洋生物の侵入等、安全が危惧される場合に備えて、

避難や救助等のガイドラインを整備し、事故の未然防止に努めること。

オ 海上におけるコンテンツを運営する場合は、利用者の安全対策のためライフジャケット着用を必須とし、体験してもらうこと。

カ 実証コンテンツの実施前に、市や関係機関（消防や警察等）と連携、協議し、緊急時の対応体制を整備すること。

キ 台風接近時や津波・高波注意報・警報時等は、利用者の安全を考慮し、必要に応じて適切なタイミングでコンテンツの使用を中止すること。事前、もしくは緊急に中止する場合は、市へ連絡・通報すること。

#### ⑤ 緊急時への対応

ア 急病人やけが人等の救護については、応急処置を行うとともに、迅速な対応を行うこと。また、緊急時に備え、消防や警察、病院等の連絡体制を確立しておくこと（緊急連絡先を分かりやすい場所に掲示しておく等）。

イ 急病人発生等の緊急時には、市が別途配備する AED を活用し、救命措置に努めること。

### (2) 実証コンテンツにおける利用料等の徴収、市への還元について

#### ① 利用料等の徴収について

「(3) 仮設海水浴場の賑わい創出につながるビーチコンテンツの設置業務」、 「(4) 将来的な賑わい創出に向けたお試し実証」では、実証コンテンツの利用に際し、利用料等を利用者から徴収することができるものとし、応募の際にその収支計画を提案することとする。

利用料等の設定及び徴収方法等については、応募者からの提案に基づき、市と協議の上、決定することとする。

② 上記①で徴収した利用料等のうち、「(3) 仮設海水浴場の賑わい創出につながるビーチコンテンツの設置業務」で徴収した利用料等は、応募者からの提案に基づき、その一部を市へ還元（納付）することとする。なお、市への還元（納付）の方法・時期については、市と協議の上、決定することとする。

### (3) その他（保険加入や関係機関との連携）

#### ① 第三者への損害等

本業務を実施するにあたり生じた諸事故や第三者に与えた損害等については、受注者が一切の責任を負うとともに、市に対し、発生原因及び経過等を速やかに報告し、市の指示に従うものとする。

#### ② 保険加入について

実証コンテンツの運営・利用者への供用にあたっては、事前に応募者の責において保険に加入することとし、市に保険の内容が確認できる資料（写し）を提出すること。保険の内容は、必要に応じて「熱中症危険補償特約」等を付帯するものとする。

#### ③ 市や関係機関との連携について

本業務の実施にあたっては、市をはじめ、市が別途発注する指宿港海岸海水浴場設置管理運営業務委託の受注者と密に連携し、利用者の安全確保や緊急時対応、仮設海水浴場の景観維持等に努めることとする。

④ 第三者（出店希望等）が参入した際の調整について

海水浴場内における第三者からの出店希望（キッチンカー等）に関する窓口および許可権限は市に帰属する。受注者は、市の指示に基づき、出店者の配置調整や安全管理上の指導等について、市と緊密に連携し運営を補助しなければならない。

## 7 秘密の厳守

業務上知り得た情報及び資料は、秘密事項として厳守しなければならない。特に、個人情報情報の保護に関し、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 本業務の内容を目的外に使用し、又は第三者へ提供してはならない。
- (2) 本業務に係る一切のデータを、本市が指定した目的以外に複製又は複製してはならない。
- (3) 本業務の処理に関し、事故が生じた場合は、直ちに市に対して口頭又は電話により速やかに通知するとともに、遅滞なくその状況を書面をもって市に報告しなければならない。

## 8 その他

(1) 再委託について

本業務における総合的企画、総合的業務遂行管理を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、一部の業務を市の承諾の上で、再委託や請け負わせることは可とする。

(2) 貸与品等について

資料等については、必要に応じて貸与する。返還の指示があった場合及び業務完了時には、直ちに返却すること。

(3) 仮設海水浴場の基本情報について

表 1：基本情報

項目	条件		備考
海水浴場 実施期間	令和8年7月18日（土）～ 令和8年8月31日（月）		台風、大雨時等を除く
遊泳時間	9：00～17：00（8時間）		11時、13時、15時に15分間休憩を取る
インフラ関係	上水道	あり	
	下水道	なし	
	電気	あり	

- (4) 2工区においては、インフラ関係が整備されていないことから、各施設においては基本的に仮設対応(リース)となるため、「表2：基本施設」を市が別途発注する指宿海岸海水浴場設置管理運営業務委託において受託業者が設置し、管理運営を行うものとする。

表 2：基本施設

No.	機能	施設名称	単位	数量	機能・仕様等	備考
1	管理	仮設管理事務所	基	1	プレハブ（3坪）	
2	管理	収納倉庫	基	1	プレハブ（2坪）	
3	利便	仮設快適トイレ	基	2	洋式	
4	利便	仮設トイレ	基	5	男性用 2 基・女性用 3 基	不足時増設予定分
5	利便	仮設更衣室	基	2	男性用 1 基・女性用 1 基	
6	利便	仮設シャワー	基	2	男性用 1 基・女性用 1 基	
7	利便	仮設テント	張	4	休憩用	

(5) 市内業者の活用について

本業務の実施にあたり、市内事業者・市内人材の活用、または市内企業との連携体制について提案された内容を評価する。